

職員の給与等に関する勧告に当たって（人事委員会委員長談話）

本日、本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会と知事に対し、職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告しました。

（給与勧告の基本的考え方）

- 1 本委員会は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ってまいりました。

（本年の給与改定）

- 2 人事院は、本年8月7日に国家公務員について、俸給月額及び初任給調整手当の引上げを行うとともに、勤勉手当の支給月数を引き上げること等を内容とする勧告を行いました。

本県においては、職員給与と県内の民間給与を比較したところ、公民較差は0.28%（1,015円）となり、職員給与が民間給与を下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うよう勧告を行いました。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合（3.96月分）が職員の年間支給月数（3.90月）を上回っていることから、職員の年間支給月数を0.05月引き上げ、3.95月とするよう勧告を行いました。

（給与構造改革における経過措置の廃止等）

- 3 給与構造改革の経過措置の廃止については、昨年の本委員会報告において、本県における経過措置適用者の割合の今後の推移を考慮すれば、平成27年3月末の廃止が適当であるものとする旨を言及したところではありますが、国や他の都道府県の動向や、本年の経過措置の適用者の割合等を踏まえ、平成27年3月末で廃止し、併せて昇給回復をするよう勧告を行いました。

(給与制度の総合的見直し)

4 人事院は、地域間・世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分に対応するため、給与制度の総合的見直しを平成27年4月から実施するよう勧告を行いました。

本県においては、国が既に実施している給与構造改革の経過措置の廃止及び昇給回復を実施していない状況にあることから、これらの措置を実施した上で、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、国及び他の都道府県の動向等も踏まえ、検討を行っていく必要があると考えています。

職員各位におかれましては、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえるよう、引き続き、県民の視点に立って地域の行政に対する要請を的確に把握し、その職責を果たされることを要望します。

議会及び知事におかれましては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割に加え、以上の状況を十分に理解され、適切に対応されるよう要請します。

県民各位におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と職員の適正な勤務条件を確保することの必要性について、深い御理解をいただきたいと思います。

平成26年10月9日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司